

福祉・介護職員等処遇改善加算にかかる情報公開（見える化要件）

令和6年4月の介護報酬改定において処遇改善加算の一本化がされ、当法人においても介護職員等処遇改善加算Ⅰの加算算定を行っております。

当該加算を算定するにあたり、

- ① 月額賃金改善要件、② キャリアパス要件、③ 職場環境等要件を満たしている必要があります。

上記の③職場環境等要件のうち、見える化要件として、介護サービスの情報公開制度やホームページへ掲載いたします。

以上の要件に基づき、当法人における処遇改善の職場環境等要件に関する具体的な取り組みについては以下のとおり公表いたします。

	職場環境等要件
入職促進に向けた取組	●他産業からの転職者、中高年齢者等、経験者・有識者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築 ●法人や事業所の経営理念や支援方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みのなどの明確化
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する職員の資質向上の支援
両立支援・多様な働き方の推進	●職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備 ●障害を有する者でも働きやすい職場環境の構築や勤務シフトに配慮
腰痛を含む心身の健康管理	●短期間労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
生産性向上のための取組	●センサー等の導入による夜間支援等の効率化およびサービスの向上 ●高齢者の活躍（居室やフロア等の清掃、食事の配膳・下膳など）による役割分担の明確化 ●5S活動（業務管理の手法の一つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備
やりがい・働きがいの醸成	●地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の特別支援学校の児童・生徒や老人会・住民との交流の実施